

文字と歌 序説

神野志 隆光

1

中国から受け入れた漢字によって書くことは、七世紀後半〜末に大きな転換を迎える。それは、新しい資料とともに、より明確にされてきた。そのアウトラインは、

一世紀 中国王朝の冊封を受け、文字の交通のなかに組み込まれるところで文字を用いることが始まる。ただし、それは列島の外側にとどまる。

五世紀 文字が列島内部で用いられるようになる（文字の内部化）。千葉県稲荷山古墳出土「王賜」銘鉄剣、埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘、熊本県江田船山古墳出土鉄刀銘が証するところであり、それは、中国王朝の世界組織の方法を、古代王権が列島内部に転化・適用することによっても

たらされた。

七世紀

七世紀後半には漢文でなく書かれた資料があらわれる。中国語の文字を受け入れて書くことは、はじめ当然漢文として書くこととしてなされた。外国語として書くのである。漢文でなく書くことは、自分たちのことばのなかで文字を用いることであり、文字の質の根本的な転換であった。そして、七世紀末には、そうした質とともに文字が地方にまで浸透していることが、新しい木簡資料によってより明確に示しだされてきた。

八世紀

律令国家は文書行政によって運営されるのであり、文字の交通によって成り立つ。というかたちで描くことができる（参照、神野志隆光「文

字とことば・「日本語」として書くこと』『万葉集研究』二一、塙書房一九九七)。全体を貫くのは、文字が政治と国家の問題だということである。⁽¹⁾

注目されるのは、近年、長野県屋代遺跡群・徳島県観音寺遺跡・奈良県飛鳥池遺跡から出土した七世紀の木簡である。木簡資料の全体状況については鐘江宏之「地方出土の七世紀～八世紀初頭の木簡一覽」(『七世紀の地方木簡』『木簡研究』二〇、木簡学会一九九八に付載)があるが、七世紀を照らし出す文字資料をここで多く得てきたのである。文字の現実・文字の実際のなかで、歌を文字で書くこと——文字テキストとしての歌——を考えるための条件がひらかれたといえる。

ただ、文字の現実の認識のために、資料に対する側の、小さくない問題をいわねばならぬ。第一に、資料批判がなお徹底なのではないか。七世紀の金石文として扱われてきた、いわゆる推古朝遺文は、書記——writingを意味する用語として〈表記〉より適切であろう——の七世紀段階の把握のために、新出の木簡とあわせてどう位置づけられるべきか。『日本書紀』にあり、疑うのに決定的な根拠がないというだけで、憲法十七条をそのまま七世紀初頭に置くようなところで正当な認識が得られるであろうか。七世紀初推古朝を、厩戸豊聡耳皇子(聖徳太子)という称は、

『日本書紀』を離れたところで形成されたものであり、問題を正確におさえるためには限定して用いるべきであろう)の領導のもとに、冠位十二階ともども礼と文字の法との世界を実現していたというのは、『日本書紀』のあらわしだした推古朝である。『日本書紀』のあらわしだす推古朝としてあるものを、歴史の現実そのまま還元することはできないのではないか。⁽³⁾伊予国湯岡碑文(『釈日本紀』所引『伊予国風土記』逸文)のごときも含めて、徹底的な資料批判のなかで、いわゆる推古朝遺文は位置づけ直され、書記の七世紀前半の把握は大きく問い直されるであろう。

第二に、資料に対する、一種の進化論的な見方を考え直す必要があるのではないか。たとえば、七世紀末の状況は、段階的に作りだされてきたというものであるか。また、たとえば、稻荷山古墳出土鉄剣銘は、その前にベースがあつて出てくるというものであるか。段階的にはなく、飛躍的・強行的な創出を考える必要があるのではないか。この点については、平川南の「講演へ日本最古の文字」に対する質疑応答のなかの以下のようなりとりが問題をよく示すであろう(神野志隆光編『上代文学会研究叢書』古事記の現在』笠間書院一九九九)。

神野志 それは、文字資料全体の、歴史的な概観の中でしか言えないと思うのですが、わたしは、五世紀の段

階では、そういう、書かれた文字が理解されるとか、文字の理解のもとに、そうした鉄剣が意味を持ったということでは、必ずしもないのではないかと考えます。平川 ただ稲荷山鉄剣の文型は、その後の上野三碑等に出てくる系図の書き方であるとか、そういうものと合致しているわけです。つまり、これだけの文字を作成できるということと、それが地方に残されている七世紀段階、或いは八世紀初頭の金石文の中で確認できる、繋がっているということは、今のところは資料が少ないからですけど、わたしは、我々の予想以上に、つまり、五世紀にこれが突如として出てくることは、前にベースがなければ想定しがたいということで、これ以前のもがあり得ると言ったのですが、まして、これが出た後は、すんなり繋がるのではないかということですよ。

神野志 わたしは、そういうベースはないという立場で見えております。端的に言いますと、四世紀以前に何か蓄積があるわけではない。突如現れる。そういうもので、その段階で意味をもつ、文字として意味をもつのではなくて、或いは、文字の理解が意味を持つのではなくて、文字が書いてある、それだけで意味を持つということでは終わるのではないかと。

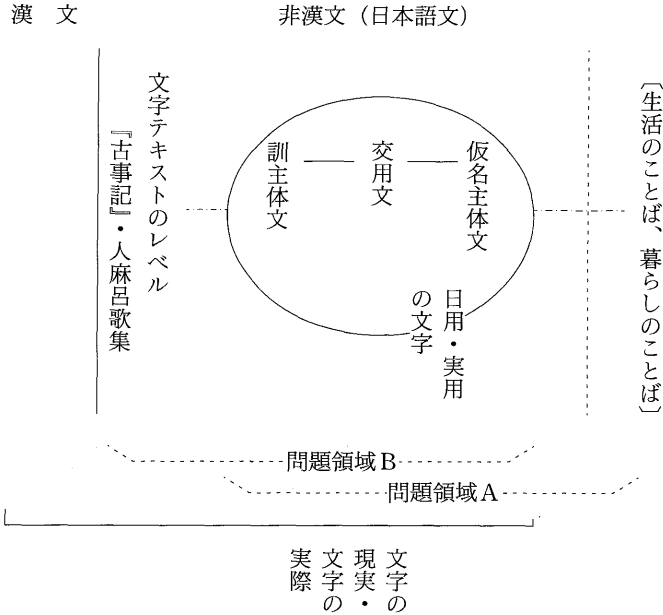
平川 文章をこれだけ構成できるのは、五世紀に突如ではあり得ないとわたしは考えます。

山口 文字というものの通用度というようなことで言うと、日本人は、そういう技術を持っていないで、誰かに書いてもらう、或いは日本人の中にも多少プロみたいなのがいて、書けるというように、文字が内部からの成熟ではなく、政治的な意味というものである程度必要になったとすれば、それほど通用度というものは考えなくてよいのではないのでしょうか。

平川と、山口佳紀・神野志とのあいだでの相違は明らかであろう。成熟や通用を背景としてあつた五世紀の文字資料という平川の把握は、七世紀の地方における文字の浸透を、五世紀段階からの繋がりとして見ることとなる。五世紀も七世紀も段階的にとらえられるのである。そうした“進化論”的認識に対して、飛躍的・強行的な創出と見る視点が必要なのではないかと。

この二つを小さくない問題として確認したうえで、それにかかわる、七世紀末までの文字の浸透がどう果たされたかという歴史的把握の如何とは別に、ここでは、文字の質の転換ともにあるのが七世紀末の状況であり、そこで歌が文字で書かれることが問われるのだということは、共通認識としてはじめられるであろう。

七世紀末（〜八世紀初）の文字世界は、つぎに図式化されたようなかたちでとらえられるであろう。



これを補足・説明してすすめよう。漢文として、つまり中国語文として書くことは、漢字による書記の当然の出発であり、また、基本ともいえるべき書記のありようであった。そして、漢文ではないもの（非漢文＝日本語文^①）という点で、文字の質の異なる書記の広がりが見実に認められる。その漢文―非漢文の全体が、文字の現実・文字の実際なのである。

文字の質の転換をもたらし、非漢文を成り立たせるのは、端的にいえば、訳読（訓読）の回路であった。外国語としてダイレクトに漢文を書き、理解するとき、文字とことばとの間に回路はない。訳読（訓読）することによって、はじめて文字と自分たちのことばとの回路は作られ、その回路を通じて、日本語として書く／読むことはなされたと見るべきである。^②

その日本語として書く、書記のありようは訓主体―交用―仮名主体の幅をもってあった。新出の木簡資料を得て、それを七世紀末の状況として見るべきことは明らかにされたのである。

A・止求止佐田目手□□

「」

□久於母閉皮

（飛鳥池古墳出土木簡）

B・奈良波つ尔作久矢己乃波奈

(徳島県観音寺遺跡出土木簡)⁽⁶⁾

C 世牟止言而

□本止飛鳥寺

・ □ □ □ □ □

(飛鳥池古墳出土木簡)

仮名主体で書くもの(A、B)、音訓交用で書くもの(C)——いわゆる宣命大書きと小書きとが併存している)が注目されるが、これらと、すでに知られている山名村碑文などの金石文(訓主体)や、滋賀県西河原森ノ内遺跡出土木簡(訓主体)・藤原宮出土木簡(訓主体・交用・仮名主体)等とあわせて、七世紀末に地方にまで浸透する文字と、多様な書記の状況とが示しだされてきたといえる。

その非漢文(日本語文)の広がりをもどるようにとらえ、書記のありようにどう向かうか。まず必要なのは、文字の生感として、それらを一つの共時態において見ることであろう。漢文でなく書くことは、さきに述べたように漢文の訳読(訓読)の回路によって可能になった。その文字の質の転換を証する資料は七世紀後半に確認される。具体的には、法隆寺二天造像銘、旧法隆寺観音菩薩像辛亥年銘の二だが、ともにすべて訓字による文である。そこから七世紀末の書記状況へ、一挙に多様化されるというべきなのである。それを成立論的にとらえること——変体漢文↓日本

語のシNTAXスの上に訓字を並べるような和文↓和文のなかで助詞・助動詞を仮名書きする宣命書き↓助詞・助動詞を小書きする宣命書き、という展開としてとらえることが広く受け入れられている——は、はたして有効であろうか。むしろ成立論的に考えることが意味をもつというより、生感・状況として見るほうが有効なのではないか。乾善彦「宣命書きの成立をめぐる」(『大阪市立大学文学部創立五十周年記念 国語国文学論集』和泉書院一九九九)が、

小字割り書きと小字一行書き、大字書きといつたさまざまなき様(表記体)は、そこからそれぞれの場に応じた書き方(表記法)として、ある機能になつていたと思う。そこにも、比較的自由に漢字で日本語を書き記すことのできた時代のようなすがうかがわれるのである。

というのは、そうした方向を示唆したものとして注目されよう。

そして、非漢文のなかで、変体漢文か和文かといった文体的な区別が大事なのではないというべきであろう。要は、訓を主とした書記のなかで、理解のために漢文的な語順が機能しているということではないか。たとえば、変体漢文の典型として取り上げられることの多い法隆寺金堂薬

師仏光背銘のなかから例をあげていえば、「召於大王天皇与太子而」は、大王天皇・太子の両者を対象とする「召」であることを明確にするには、太子の後につけて太子だけにかかると取るような誤解を生じさせない点で有効であり、「将造寺薬師仏作仕奉」では漢文的な「将造寺」と漢文とはいえない「薬師仏作仕奉」の語順とが混在するが、全体が将来のことであることを明示するものとしてさきに置かれた「将」が機能しているのである。漢文の変種であるかのような変体漢文という称は適切ではない。あくまで日本語文なのである。¹⁰⁾

見るべきなのは、場面場面で使い分けられる非漢文（日本語文）の多様な書記だとあらためていおう。

3

ここに二つの問題領域を問うことがもとめられる。

一つは、非漢文（日本語文）という文字世界を、生活のことばでないし暮らしのことばとどのどのような関係において成り立つものとして見るかという問題である（問題領域A）。訳読（訓読）の回路は生活のことばとは異なる。その人工性を帯びたことばの世界において成り立つものとして、日本語を書く、というより、日本語として書く、というのがふさわしいであろう。この問題に関しては、すでに

繰り返して述べてきた通りであり、基本的認識のみを確認するにとどめる。

もう一つは、この文字世界のなかに、『古事記』・『万葉集』という文字テキストをどうとらえるかという問題である（問題領域B）。『万葉集』は、ひいては文字テキストとしての歌の問題にほかならず、文字と歌（文字で書かれた歌）という当面の課題は、具体的にはここに据えられるものなのである。

文字テキストとしての歌に即していえば、「人麻呂歌集」が焦点となる。人麻呂の名を冠した歌集に見る、略体・非略体と呼ばれる、特異な歌の書記は、歌を文字で書くことの問題を集約している。その特異さに原形の温存を見、「人麻呂歌集」という称と「人麻呂作歌」との連続相とに人麻呂のかかわりを認めてよいという点から、その歌の書記は、はじめて歌を書くこととしてあったと位置づけられる。

いま、「人麻呂のかかわりを認めてよいという点から」というのは、人麻呂歌集歌の書記のありようをもつてただちにその成立を七世紀末から八世紀初に定位するということは留保したいからである。稲岡耕二の説（『万葉表記論』「塙書房一九七六、他）が書記からの人麻呂歌集歌の位置づけという点でひろく受け入れられ、わたくし自身もこの立

場を受けて人麻呂把握の基盤としてきたが、(1)純粹の漢文を書く(2)固有名詞の一部を仮名で書く(3)漢文の格を崩し日本語の語順のままに書く(4)助詞・助動詞を表記して「宣命大書体」に相当する新しい書式を生み出す、という国語表記史の段階をとらえ、略体(稲岡は古体という)の書記は(3)に、非略体(稲岡は新体という)の書記は(4)に対応するものとして、人麻呂歌集歌を天武朝から持統朝初に位置づけるといふ稲岡説は、修正がもとめられると考えるのである。

稲岡自身が述べたところに即せば、

人麻呂が森ノ内木簡に見るような散文を日常的に読み書きしていたことは、もはや間違いないことだろう。

古体歌はその表記の応用と言えるが、歌であるゆえに普通の散文とは異なる配慮を必要とした。人麻呂はまづ徹底した訓字表記による歌の表現を試みる、それが古体歌であった。

とある(『人麻呂の表現世界』岩波書店一九九一)。問題は、「古体歌はその表記の応用と言える」というような位置づけかたである。滋賀県森ノ内遺跡出土木簡は、七世紀末天武朝のものかと推定される稲の受取りに関する訓主体の文書だが、同じ時期に、交用の書記、つまり、いわゆる宣命書きで大書きも小書きも、また、限られたかたちだ

が、歌にかかわるものが多いという点で注意される仮名主体の書記も、ありえたと認められるのである。人麻呂歌集の書記自体からは年代は決定しがたく、歌集歌の書記の特異さを書記の歴史的段階に帰すべきではない。また、発展段階的位置づけでは歌の文字化への正当な理解とならないであろう。

大事なのは、「歌であるゆえに」なされた表現として見る視点であろう。

人麻呂にかかわる、人麻呂歌集歌—人麻呂作歌は表記的の一つの連続相にある。それは稲岡『万葉表記論』の証した通りである。助詞・助動詞の表記を軸に見たとき、助辞を書き表すことをより密にしてゆく人麻呂における展開としてとらえられる。そして、『万葉集』巻一、二の人麻呂以外の歌(人麻呂よりはやい時代のもの)とされる歌を(含めて)は、人麻呂歌集歌—人麻呂作歌の助辞表記をさらに密にしたものとしてある。人麻呂歌集以前に歌を書くことの徴証は認めがたい。二〇三三歌左注「庚辰年」が天武九年であることから、天武朝(七世紀末)にはじめて歌を書くものとしての人麻呂歌集歌の書記をとらえたうえで、それを「歌であるゆえに」なされたありようとして問うべきである。

要するに、人麻呂が歌を書くことをひらいたととらえる

のであり、そのとき、書記一般とは別に、あくまで歌の問題として見る必要があると考える。

4

歌の問題として見るというのは、日常の文字世界をたんに延長したところに見るべきではないということである。

ことは『古事記』とともにいうべきであろう。七世紀末く八世紀初、人麻呂が歌を書くこと（人麻呂歌集歌—人麻呂作歌）と、『古事記』が成り立つこととを、文字世界のなかでどう見るかという問題としてある。いま「日常の文字世界」といい、さきの図には「日用・実用の文字」としたが、なお適切な用語とはいえないかもしれない。犬飼隆「文字言語としてみた古事記と木簡」（古事記研究大系11『古事記の世界 上』高科書店一九九六）は、「晴と藪」として、『古事記』と木簡とのあいだをとらえようとしたがこれもかならずしも適切とはいえない。たとえば、山名村碑やあれこれの造像銘のごときはやはり「晴」のものといえようが、それらも木簡と同じ水準にあるのであって、『古事記』・文字テキストとしての歌とは別だと見るべきであろう。

文字の水準の異なるものとしてとらえねばならぬのである。同じ平面にただ並べてひき比べて見ても意味がないで

あろう。

たとえば、西条勉「天武朝の人麻呂歌集歌—略体／非略体の概念を超えて——」（『文字』一〇巻 四号、一九九九）が、

従来、天武朝に字音表記が行われていたかどうかは、古事記の歌謡が筆録された年代を決める上でも大きな争点になっていた。飛鳥池木簡とともに、最近、やはり七世紀後半の木簡を出土する観音寺遺跡（徳島県国府町）からも「奈尔波ツ尔作矢己乃波奈」という和歌木簡が出てきた。これらによって、歌謡の安万侶書き改め説は、ほぼ根拠をなくしたとみてよいだろう。

というように、木簡と『古事記』とを同じ平面において対応させて見るのに対して、批判を明確にしておかねばならない。

たしかに、歌謡の一字一音表記は天武朝には考えられないというようなかたちで天武朝段階の歌謡物語を否定することは、文字の実際に照らしてできないであろう。^[1]

しかし、『古事記』の仮名は、仮名字母を整理・統一するとともに、「田」「目」「手」（前掲資料A）、「矢」「乃」（B）のようないわゆる訓仮名を交えるようなありようを振り切っており、さらに、訓主体の地の本文との対置のなかにあることに留意したい。

ことの本質は『古事記』の文字運用の水準にある。『古事記』は全体としては、太安万侶が序文において、「已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交用音訓。或一事之内、全以訓録」と述べたように、実際にも訓を中心として書かれる。その訓で書くことが用字の整理と統一のものになされることは確認されてきた。ただ、そうした整理・統一のみをもっていま文字運用の水準をいうのではない。訓による叙述が、音仮名による、ことばをそのままにあらわす叙述に対して意識化されながら選びとられ、方法化されていることを文字の水準として見ようというものである。

訓とは、漢字を意味において用いることである。それが叙述として何を可能にするか。それは、事柄ないし出来事を述べるものとして働き、事柄・出来事の継起としての物語を成り立たせてゆくといえるのではないか。端的にいえば、——して——して——して……という物語である。

是以、八百万神、於天安之河原神集々而、訓集云都度比。高御産巢日神之子、思金神令思、訓金云加尼。而、集常世長鳴鳥令鳴而、取天安河之河上之天堅石、取天金山之鉄而、求鍛人天津麻羅而、麻羅二字以音。科伊斯許理度壳命、自伊下録字以音。令作鏡、科玉祖命、令作八尺勾璉之五百津之御須麻流之珠而、召天兒屋命・布刀玉命 布刀

二字以音。下効此。而、内拔天香山之真男鹿之肩拔而、取天香山之天之波々迦 此三字以音。木名。而、令占合麻迦那波而、自歷下五字以音。〔『古事記』上卷〕

のごときはそのもつとも見やすい一例だが、「而」で意味単位（出来事）を区切りながら、その出来事を継起的に積み上げることによって、物語を構成するのである。それは、漢字を意味において用いることを、出来事の継起の物語叙述として方法化するのであって、実用における訓主体・交用の書記をそのまま延伸して成り立つ——漢字元来の表意性において用いられていたものがそのまま物語叙述となる——というものではありえない。

歌を一字一音の仮名で書くことは、この訓中心でなされた、出来事の継起の物語に対して、それとは異なることを明確に意識化しながら、ことばをそれ自体としてあらわしだすのである。文字の実際のなかで歌が仮名で書かれることもあったかもしれないとしても、そこからただちに『古事記』の歌の書記がありうるというのではない。水準が違ふというほかない。

こうした視点が、文字テキストとしての歌に対してもとめられるであろう。

工藤力男「人麻呂の表記の陰と陽」〔『万葉集研究』二〇、塙書房一九九四〕が、

〈柿本人麻呂関係歌〉

古体表記↓新体表記↓作歌表記↓

〈万葉集の一般の歌〉

仮名表記

………常体表記

と図式化し、「古体表記から新体表記へ、そして作歌の表記へと変遷したことを、人麻呂という一個人の表記に限って認め」、「万葉集」一般との関係については「古体表記に先行して仮名表記を認めることと、常体表記の始まりをかなりはやく認めること」においてとらえようとしながら、

歌でも散文でもいい、確かに仮名書きした七世紀の木簡が一枚出土したら決着する問題なのだが、(以下略)と述べたときにも、日常的な実用(日用)の文字と、歌の書記とを同じ平面で通じ合うものとして考えているのではなかったか。漢文として書くのでなく用いられる質の文字があれば歌は書かれるということ、自明なものとしてしまつてはいないだろうか。その問い返しとともに、仮名書きの七世紀の木簡は出土しても問題は決着したわけではないといわねばならぬ。

「古体表記から新体表記へ、そして作歌の表記へと変遷したことを、人麻呂という一個人の表記に限って認め」るというとき、人麻呂がはじめて歌を文字で書くこととして、歌を文字で書くということそのものを、文字世界の自

然成長ないし自然発生としてではなく、問うべきなのではないか。¹⁶⁾

5

七世紀末の文字世界は多様な書記の広がりをもつていた、それを基盤として、人麻呂は、訓で歌を書くことを方法化した――、これが歌を書くことを問う基本的な立場となるべきことを確かめてきた。

要は、それが歌の問題としてどう問われるかにかかると、それは歌のなかだけでおわるものではない。歌でない、『古事記』の散文が訓で書かれることに対して、また、『古事記』の歌は仮名で書かれるということに対して、人麻呂が歌を訓で書くことを問うのでなくてはなるまい。そうした方向は、川端善明「万葉仮名の成立と展相」(『日本古代文化の探求 文字』社会思想社一九七五)においてはやく提起されていた。

(『万葉集』の場合) 韻文であることは前提的に了解されており、表記法においてそれを表示する必要はなかったのである。従って『古事記』本文の方法であったものが、この場合、歌そのものの表記に中心を占めているのである。しかし、歌が表現するものはことごとくではない。第一義的にことばでなければならぬ。従

つて散文の方法はそのまま歌の方法ではあり得ない。『古事記』における歌と『万葉集』の歌との対比の理解は具体的に示されることはなく、『古事記』本文の方法が『万葉集』の歌の表記となることに關して必ずしも明快でないところがあるが、「ことから」と「ことば」という点でとらえる提起は示唆的である。

さきにふれたように、『古事記』は文字を意味において用いることによって事柄を述べ、出来事の継起の物語を成り立たせる。歌を訓で書くことが同じものではありえない。歌については、川端のいう通り、歌が表現するものはことばでなければならぬが、意味において用いられる文字によつてそれがなされることをうけとめるべきであろう。

ことばの問題として、『古事記』の歌は文字がことばそのものをあらわしてあり、人麻呂歌集の歌は文字が意味を負いながらことばをあらわすのである。

その、文字が意味を負いながらことばをあらわすことを、どう見、そこにどうアプローチできるか。ことばを意味的にあらわしながら、ことばとは別に文字が働く——、それは、ことばの意匠としての文字、ということができているのではないか。

文字でことばを装うのであり、それによつてことばをあらたに輪郭づけるといふべきである。つまり、たんに文字

の表現性というのではない、ことばを文字によつて立ち上げらせるようなありようを考える必要がある。そうした、ことばそのものをあらわすだけでは果たされない、強調・増幅し、また逆に、削ぎ落とすことが意図されてあるのを、意匠としての文字、といえふさわしいのではないか。図式化してみれば、つぎのようなかたちで考えてみたということである。

強調・増幅、削ぎ落としを含む働きかけ

ことば
↑
文字

意味的対応

たとえば、鉄野昌弘「人麻呂における聴覚と視覚」(『万葉集研究』一七、塙書房一九八九)が、石見相聞歌第一歌群の第二反歌(2・一三三)、

小竹之葉者三山毛清尔乱友吾者妹思別来礼婆

の第二句「み山も清(さや)に」について述べたことは、いま考えてみようとする方向にとつて示唆的だ。

「清」字は、説文に「浪也激水之兒」、玉篇に「澄也潔也」とあるように、交じりけが無いということを基本的意義とする。(中略)基本義から考えれば、それは動作や作用の強さから出発したサヤニ以下の日本語

とは多少のずれを持っていただろう。しかし訓字表記は概念の共通部分を掬い取って両者を結びつける。書かれることによつて、これら諸語の概念の意味は強調・拡大され、「清」の字義に彩られていったのではないか。サヤは、まさに「清なるもの」と化して行くのだと思う。

という。注意されるのは「書かれることによつて」以下の後半部だ。そこに、文字がことばを立ち上げるともいうべき、意匠というにふさわしいありようがとらえられようとしているといつてよい。

歌に即して具体的にすすめることがもとめられよう。^⑩ いまは基本的立場を確かめ、序説とする。

注

(1) “だんだんと”文字を用いるようになっていったという式の、自然発生的把握では本質を見失う。くり返される“最初の文字”騒動はその問題をもつともあらわに示しているといえよう。

(2) 小松英雄『日本語書記史原論』(笠間書院一九九八)の提起による。

(3) 『日本書紀』のもとめた歴史としての推古朝というべきであろう。ことは『日本書紀』理解の態度の根幹にか

かわる。『日本書紀』の史料批判を史実をもとめることに帰する態度が問い直される。この問題については、参照、神野志隆光「持統天皇の即位記事」、『武蔵野文学』四七、武蔵野書院一九九九。

(4) 和化漢文ないし変体漢文、和文、という用語が普通用いられるが、あとにも述べるように、そうした文体範疇に意味があるわけではない。用語にはなお検討が必要だが、いま、文字の質の問題を明確にあらわすべく非漢文といい、ことばとのかかわりであらわすべく日本語文という。

(5) この点については、参照、神野志隆光「文字とことば・『日本語』として書くこと」、『万葉集研究』二二、塙書房一九九七。

(6) この釈文についてはなお問題がのこるであろうことは、参照、東野治之「出土史料からみた漢文の受容——漢文学展開の背景——」、『国文学』四四卷一—号、一九九九。

(7) ただし、仮名主体の書記を、訓主体・交用とまったく同じ比重で並べて多様というのは正しくあるまい。東野治之「日本語論」(『長屋王家木簡の研究』塙書房一九九六)が示唆したように、むしろ限られたかたちで用いられていたことに留意しておかねばならぬ。犬飼隆「観音

寺遺跡出土和歌木簡の史的位相」(『国語と国文学』七六卷五号、一九九九)は、仮名主体で書かれたものの多くは和歌ではないかという。そもそも漢字の本性として、意味を離れて用いることは元来のすがたとはいいたいのである。

(8) たとえば、稲岡耕二『万葉表記論』(塙書房一九七六)・『万葉集の作品と方法』(岩波書店一九八五)・『人麻呂の表現世界』(岩波書店一九九二)や、小谷博泰『木簡と宣命の国語学的研究』(和泉書院一九八六)などが示す見地である。ただし、小谷は、「飛鳥藤原時代木簡の表記法をめぐって」(『上代文学と木簡の研究』和泉書院一九九九)において、これとは異なる新しい表記史把握の方向を探ろうとしている。

(9) 乾「書くことの位相」(『国文学』四四卷一、一九九九)においてもこの見地が展開され、また、東野注6前掲論文も同じ方向性を提起している。

(10) この点については、山口佳紀『古代日本文体史論考』(有精堂一九九三)の、「変体漢文は、飽くまで日本語文であって、中国語文として通用することは、初めから問題になっていない」という、明確な提言がある。また、注9前掲乾論文も、このことにふれる。なお、参照、注4。

(11) 参照、神野志隆光「文字とことば・「日本語」として書くこと」(『万葉集研究』二一、塙書房一九九七)、「文字の現実と『古事記』」(『国文学』四四卷一、一九九九)、「文字テキストから伝承の世界へ」(稲岡耕二編『声と文字 上代文学へのアプローチ』塙書房一九九九)など。

(12) 神野志『柿本人麻呂研究』(塙書房一九九二)にまじめた。この点について自己批評的に検証しつつ人麻呂把握を見直すことは、神野志「人麻呂作歌の世界」(『セミンナー万葉の歌人と作品 三』和泉書院一九九九)で試みた。本稿と深くかわるものとして参看を請う。

(13) 西条勉「天武朝の人麻呂歌集歌——略体/非略体の概念を超えて——」(『文学』一〇卷四号、一九九九)が、「略体歌の筆録時期に関しては、表記史的角度からは決定できない」とするのは、その限りでは正しいといふべきであろう。

(14) 神野志「歌謡物語」(『古事記の達成』東京大学出版会一九八三、初出一九七八)に対して、仮名で歌を書くことを発展段階的にしかとらえられていないと、自己批評せねばならぬ。

(15) 西条注13前掲論文が、「天武朝にはまだ字音表記が行われていないことを想定して立てられた稲岡の略体Ⅱ古

体歌説は、飛鳥池木簡によってその前提が揺らいだとも「よい」といいながら、「持統朝以前と思われる七世紀代の木簡を総動員して」「天武朝の文字法の特徴を具体的に捉え」、それを「基準にして、人麻呂歌集のどのような歌が、天武朝のものとして認定できるのを見定めていく」というところにも、日常の常用書記と、文字で書かれる歌とのあいだをそのまま横滑りさせて見るような把握の一つの典型が示されている。

(16) いまこの点には立ち入らないが、歌を文字によって書くことは歌自体の内部的発展としてもたらされたものではないと見るべきことについては、注12前掲神野志「人麻呂作歌の世界」で論じた。

(17) この立場は、乾善彦が、七世紀後半にはかなり自由な日本語表記の「選択」が可能だったなかで「人麻呂歌集の略体表記も、その選択可能な「書き様」のひとつであった」と見る方向を提起した（一九九九年度万葉学会全国大会発表。同要旨による）のと重なる。ただ、問題の核心は、その「選択」を方法としてどう問うかという、そのさき——書記自体でなく文字表現として問うこと——にあると考える。

(18) 『古事記』の歌については、「陀羅尼形式の模倣に終らぬ、一つの表現形式」・「よまれねばならぬ部分として

限定される真仮名表記の箇所」というにとどまる。
(19) 稲岡耕二注8前掲『人麻呂の表現世界』——特に、第一章「漢字とのたたかい」——、内田賢徳「漢字表現の応用と内化」(『万葉集研究』二二、塙書房一九九七)ら
が、その可能性をひらいている。